

# 消費税改正の豆知識

## はじめに、消費税増税の時期は？

平成26年4月以降 . . . 消費税率8%

平成27年10月以降 . . . 消費税率10%

## Q1.請負契約の消費税率はいつの時点が基準か？

- 物の引渡を要する請負契約 → 目的の全てを完成して引渡した日
- 物の引渡を要さない請負契約 → 約した役務の全てを提供を完了した日

## Q2.具体的な経過措置は？

- 建物の引渡しが平成26年4月以降(8%に改正)になっても  
平成25年9月30日までに契約締結 → 消費税率5%
  - 建物の引渡しが平成27年10月以降(10%に改正)になっても  
平成27年3月31日までに契約締結 → 消費税率8%
- 6ヶ月の猶予**

つまり . . . **ポイントは経過措置**

平成25年					平成26年				消費税率は？	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5% or 8%	
	契約	工事期間					引渡			消費税5%
	契約	工事期間						引渡		消費税5%
		契約	工事期間				引渡			消費税5%
		契約	工事期間					引渡		消費税8%
	契約	内容変更	工事期間				引渡			消費税5%
	契約	内容変更	工事期間						引渡	9月時点での代金額：5%
										増額した代金額：8%

## Q3.外構工事の請負契約やリフォーム契約の取扱いは？

- 外構工事の請負契約やリフォーム契約も、請負契約に含まれると考えられます  
平成25年9月末日までに契約を締結すれば平成26年4月以降に目的物を引渡すことになっても、消費税は5%の適用になると思われま。